



# パタゴニアのトレーサブル・ダウン基準

## I. はじめに

パタゴニアは非常に効果的なインサレーションであるダウンを調達しています。ダウンは食肉をおもな収入源とする水鳥の食肉産業の副産物とされています。しかしながら、ダウン製品を販売するブランドは動物福祉や環境、またダウンのサプライチェーンのコミュニティに対して影響力があります。

パタゴニアはダウンの調達のための明確な基準と断固たる方法を設定しました。その目的は動物に不必要な危害を与えないこと、そしてそれにより生産地の環境やコミュニティへ好影響をおよぼすことです。パタゴニアのトレーサブル（追跡可能）・ダウンの基準の骨格は、私たちの企業としての価値観、自治体法と国際法、そして消費者やさまざまな非営利団体によって決定されました。この基準は、すべての第三者機関による検査と認証監査が、同一の原則、目的、方法のもとに遂行されることを保証するために作成されています。

トレーサブル・ダウンの基準を履行するのがはじめての経験だったサプライヤーも存在したという事実をパタゴニアは認識しています。私たちはそのようなサプライヤーと密接に協力することで、彼らのさまざまなシステムを継続的に改善できるよう尽力します。そしてその代わりに、サプライヤーはパタゴニアのトレーサブル・ダウンの継続的な調達先として完全な透明性ならびに継続的な改善を怠らないことを証明することが求められます。このパートナーシップにより、パタゴニアは業界で最も透明性があり、確実に内容を表示する保証を消費者に提供することができます。

この基準はパタゴニア製品に使用されるダウンのサプライチェーンに関する動物福祉とトレーサブルな内容表示の保証プログラムの骨組みです。この基準は将来、新しいトレーサビリティ（追跡可能性）や動物福祉に関する規制、またベスト・プラクティス（最善慣行）が浮上する際に、改訂されます。

## II. 原則

以下はパタゴニアのトレーサブル・ダウンの基準の基礎となる諸原則です。

- A. 羽や羽毛は生きている動物から採取してはならない。サプライチェーンのいかなる段階においても、ライブ・ブラッキング（生きたガチョウから羽を手で摘むこと）または換羽期における羽の採取を行ってはならない。
- B. 羽や羽毛は、フォアグラの生産を含むいかなる理由においても、一生を通じて強制給餌された動物から採取されたものであってはならない。
- C. 原則AおよびBはゼロ容認項目であり、パタゴニアのトレーサブル・ダウンのサプライヤーとなり、その立場を維持するためにはこれらの原則を満たさなければならない。
- D. すべてのサプライヤーは動物福祉に則った動物の飼育ならびに動物や動物製品の加工に関する自治体の定める規制を満たすか、または上回らなければならない。法規制が存在しない場合は、〈International Finance Corporation（国際金融公社）〉発行の「Good Practice Note on Animal Welfare in Livestock Operations（畜産事業における動物福祉に関する優れた取り組みの覚書）」に基づいたベスト・プラクティスを履行する（付録Bの概要を参照）。

- E. ダウンのサプライチェーンのいかなる段階においても、チェーン・オブ・カストディ（証拠保管の継続性）を証明する各種記録を維持しなければならない。
- F. すべてのダウンの新規サプライチェーンは、パタゴニアのトレーサブル・ダウン製品ラインへの素材提供に先立ち、トレーサビリティに関する完全な内部監査および第三者機関認証のための監査を受け、合格しなければならない。
- G. すべての認証済みトレーサブル・ダウンのサプライヤーは、事前通知監査と抜き打ち監査の対象となる。この各種再監査は、特定の是正措置が持続的に講じられているかを確認する目的で行われる。
- H. 第三者機関による検証と認証のための各種監査は、〈Textile Exchange（テキスタイル・エクステンジ）〉の「Content Claims Standard（内容表示に関する基準）」もしくはパタゴニア承認済みのトレーサビリティの基準に準拠しなければならない。
- I. サプライチェーン内のすべての企業もまた、パタゴニアの行動規範における動物福祉とトレーサビリティの基準、ならびにベンチマークに順守しなければならない（付録Aを参照）。
- J. サプライヤーはパタゴニアのトレーサブル・ダウンのサプライヤーでありつづけるために、完全な透明性と継続的な改善に尽力していることを証明しなければならない。
- K. トレーサブル・ダウンの基準の実施に向けたパタゴニアのアプローチは、教育、透明性および持続可能な改善に焦点を当てた、パタゴニアとサプライヤーの協力と相互尊重に基づく。

### III. 基準の適用範囲

製品に使用するダウンが動物福祉を尊重する責任あるサプライヤーに由来するものであることをお客様に確実に保証することが正当であるとパタゴニアは信じています。これを達成する唯一の方法は育種農場から縫製工場まで、サプライチェーン内の各企業を、次に挙げる観点において評価することです：1. 強制給餌とライブ・ブラッキングを含む動物福祉、2. ダウンのチェーン・オブ・カストディ（証拠保管の継続性）が一連にわたって維持されていることを示す書類を含むトレーサビリティの管理システム。

- **動物福祉**：トレーサブル・ダウンの基準が適用されることで、羽および羽毛が動物に不要な危害を与えることなく生産されたという製品の内容表示が保証されます。またこの基準は各自自治体の動物福祉に関する法的規制の遵守に焦点を当て、パタゴニアのダウンが強制給餌とライブ・ブラッキングを行う農場で生産されたものではないことを保証します。育種農場から食肉処理場までが動物福祉の評価対象に含まれます。
- **トレーサビリティ（追跡可能性）**：トレーサブル・ダウンの基準により、サプライチェーン全体を通じてトレーサビリティ・システムが考察され、それが評価されます。このサプライチェーンには次のものが含まれます（ただし、必ずしもこれらに限定されるわけではありません）：育種農場、孵化場、飼育ならびに仲介農場、食肉処理場、ダウン加工業者、ダウン卸売業者、縫製工場。重要な評価対象は下記の通りです：
  - 方針、手法、説明責任、トレーニング、履行、コミュニケーション、監視および継続的な改善を含むトレーサビリティの管理システム
  - 育種農場から完成品工場までのチェーン・オブ・カストディを証明する一連の書類
  - サプライチェーンのすべての段階におけるトレーサブル・ダウンのラベル付け

- サプライチェーンのすべての段階におけるトレーサブル・ダウンの隔離／分別
  - サプライチェーンのすべての段階における管理者ならびに労働者のトレーニングおよび教育
  - 強制給餌とライブ・ブラッキングの不在を含む、鳥の孵化から食肉処理までの動物福祉の視覚的認証
  - 動物福祉に関する自治体法の遵守および法規制が存在しない場合は、〈International Finance Corporation (国際金融公社)〉発行の「Good Practice Note on Animal Welfare in Livestock Operations (畜産事業における動物福祉に関する優れた取り組みの覚書)」に基づいたベスト・プラクティスの履行 (付録Bの概要を参照)
  - ダウンの性能および品質はこの基準の評価対象外。品質については別途対処。
- **サプライヤーの教育**  
優れたトレーサビリティと動物福祉についてサプライヤーを教育することは、この基準達成の鍵となります。トレーニングや教育はサプライチェーンのあらゆる段階における評価期間中を含む業務提携全体を通じて行われます。教育にはサプライヤーのトレーサビリティや動物福祉に関するシステムの改善方法を含み、またサプライチェーン内部と相互間におけるベスト・プラクティスの共有を育成します。
  - **収集業者ベース(多数の小規模卸から買い付けする業者)のサプライチェーンに関する注記**:現時点でパタゴニアは、収集業者ベースのサプライチェーンからのダウンをトレーサブル・ダウンとしては認可していません。したがって、収集業者ベースのダウンは対象外となります。収集業者ベースのサプライチェーンは通常、一定の国のインフォーマル・セクターに見受けられ、商業慣習のみならず文化的な変化が必要となります。パタゴニアが収集業者ベースのサプライチェーンへと業務を拡張することとなった場合、この基準は更新されます。

## IV. 監査方法

サプライチェーンのトレーサビリティと動物福祉について評価を下す際の監査方法における重要項目を以下に挙げます。パタゴニアのアプローチは、教育および持続可能な環境浄化に焦点を当てた、パタゴニアとサプライヤーとの共同作業および相互の尊重に基づいています。

### 監査の準備

- トレーサブル・ダウンの監査に備えて、自治体法ならびに動物福祉に関する調査を実施します。
- すべてのダウンのサプライチェーンの現場は、一次サプライヤーによってパタゴニアへ開示されます。これによって第三者監査機関は戦略的に訪問先を選択することができます。
- パタゴニアおよび弊社の指定する第三者専門家は、パタゴニアの基準と監査の予定事項についてサプライヤーに指導を提供します。

### 目視検査

- 鳥の取り扱いおよび飼育環境に関する目視検査は、育種牧場から食肉処理場までのサプライチェーンの中から戦略的に抽出された現場で実施されます。
- 戦略的に抽出された食肉処理場ならびに加工業者は、ラベル付け、隔離、分離およびプロセス履行の各項目に関して目視検査を受けます。
- すべての縫製工場は、ラベル付け、隔離、分離およびプロセス履行の各項目に関して目視検査を受けます。

### 書類検査

- 検査の対象は、チェーン・オブ・カस्टディ（証拠保管の継続性）に関するすべての関連記録、動物福祉の遵守に関する書類、トレーサビリティ管理システムと従業員トレーニングが存在することを証明するサプライチェーンの各段階におけるその他の書類です。

### 管理者および労働者の面接

- トレーサビリティの方針、手法、記録、訓練および動物福祉に関する遵守の各項目が適切に実施されていることを評価するため、サプライチェーンのすべての段階において、管理者と労働者への個別面接を現地語にて行います。

## V. サプライチェーンの適用性ならびに条件

### A. 農場

育種農場、孵化場、動物が処理されて食肉製品や羽毛、そして羽とその他の副産品へと加工されるまでの飼育を行う飼育農場。

#### 条件

1. 農場はトレーサブル・ダウンの基準に準じて監査および検証されなければならない。
2. 羽や羽毛は生きている動物から採取してはならない。サプライチェーンのいかなる段階においても、ライブ・ブラッキング（生きたガチョウから羽を手で摘むこと）や換羽期における羽の採取を行ってはならない。
3. 動物はフォアグラの生産を含むいかなる理由においても給餌を強いられてはならない。
4. 自治体の動物福祉の規制を満たす、あるいは上回ることを示す自治体の発行する書類を提出しなければならない。
5. 卵または鳥の農場間の移動を示すチェーン・オブ・カस्टディ記録が現場で維持され、トレーサビリティの監査人に開示されねばならない。
6. 監査人とパタゴニアの代表による事前通知や抜き打ちの訪問が許可されなければならない。
7. すべての敷地、建物、作業場へ自由に入出入りすること、ならびに労働者への個別面接が許可されなければならない。
8. 農場は継続的な改善に努め、また相互に合意された時間枠の中で監査のプロセスで明らかになったすべての是正措置項目を履行しなければならない。

### B. 食肉処理場

食肉処理場は農場から生きている動物を購入し、食肉製品、未加工の羽および羽毛とその他の副産物へと加工する。未加工の羽と羽毛を洗浄、殺菌し、ダウン加工業者へ販売する。

#### 条件

1. 食肉処理場はトレーサブル・ダウンの基準に準じて監査および検証されなければならない。
2. 羽や羽毛は生きている動物から採取してはならない。サプライチェーンのいかなる段階においても、ライブ・ブラッキングや換羽期における羽の採取を行ってはならない。

3. 生きていた動物から採取された素材はトレーサブル・ダウンとして収集、購入、販売されてはならない。
4. 加工される動物はフォアグラの生産を含むいかなる理由においても給餌を強いられてはならない。
5. 自治体の動物福祉の規制を満たす、あるいは上回ることを示す自治体の発行する書類を提出しなければならない。
6. 鳥の農場から食肉処理場への移動および食肉処理場から羽の加工業者への移動を示すチェーン・オブ・カストディ記録が現場で維持され、トレーサビリティの監査人に開示されなければならない。
7. 監査人とパタゴニアの代表による事前通知と抜き打ちの訪問が許可されなければならない。
8. すべての建物と作業場へ自由に出入りすること、ならびに労働者への個別面接が許可されること。
9. 少なくとも食肉処理場はすべての鳥の仕入れ先の農場を明らかにし、ならびにライブ・ブラッキングや換羽期における羽の採取を行っていないことを証明する適切な記録を現地に保管しなければならない。追加措置として、食肉処理場はすべての鳥の仕入れ先の農場との契約書を交わすか、もしくはその履行に向けて取り組む。契約書には、ライブ・ブラッキングや強制給餌を行わないことを要求する文面が含まれていなければならない。
10. すべての記録は監査人に開示されなければならない。
11. 食肉処理場は継続的な改善に努め、相互に合意された時間枠のなかで監査のプロセスで明らかになったすべての是正措置項目を履行しなければならない。

### C. ダウン加工業者

ダウン加工業者は食肉処理場から洗浄されたダウンを購入し、さらに洗浄および殺菌を行ってから仕分けをして卸売り業者へ販売する。

#### 条件

1. ダウン加工業者はトレーサブル・ダウンの基準に準じて監査および検証されなければならない。
2. ダウン加工業者はパタゴニアによって事前承認を受け、またサプライチェーンを通じてトレーサブル・ダウンの基準を順守および遂行することに同意しなければならない。
3. ダウン加工業者は、すべてのトレーサブル・ダウンの素材と製品にトレーサブル・ダウンの基準によって検証された原材料のみを用いなければならない。
4. ダウン加工業者がライブ・ブラッキング、もしくはフォアグラの生産のために給餌を強いられた動物から採取された素材を購入または販売する場合、原材料の施設への到着から次の目的地への輸送までの加工の全過程において、トレーサブル・ダウン素材を隔離しなければならない。ダウン加工業者は、保管区域、設備使用時ならびに素材の搬入搬出時において、分類または他の明らかに識別できる方法を通じて素材が隔離されていることを視覚的に示さなければならない。このための方針や手法に関する書類、チェーン・オブ・カストディ記録、そして雇用者トレーニングも、同様に現場にて保管されなければならない。
5. ダウン加工業者は、未加工および／または洗浄済みのダウンを提供するすべての地元や海外の加工施設、そして食肉処理場との契約を維持する。契約には、特定の顧客がライブ・ブラッキングや換羽期における羽の採取を行っていないこと、給餌を強いられていないこと、また動物福祉に関する自治体の定める規制を満たしていることを

要求していることについての認識を促す文面を含むものとする。ダウン加工業者は、上記の記録を監査期間中に提供しなければならない。

6. 監査人とパタゴニアの代表による事前通知ならびに抜き打ちの訪問が許可されなければならない。
7. すべての建物と作業場へ自由に入出入りすること、ならびに労働者への個別面接が許可されること。
8. 加工業者はパタゴニアの要求に応じて、ライブ・ブラッキングを行っていないこと証明するための抜き打ち検査を許可しなければならない。
9. 加工業者は継続的な改善に努め、また相互に合意された時間枠の中で監査のプロセスで明らかになったすべての是正措置項目を履行しなければならない。

#### D. ダウン卸売業者

ダウン卸売業者は洗浄および仕分け済みのダウンを購入し、さらに洗浄、殺菌を行い、仕分けをしてから、縫製工場に加工済みダウンを販売する。

#### 条件

1. ダウン卸売業者はトレーサブル・ダウンの基準に準じて監査および検証されなければならない。
2. ダウン卸売業者はパタゴニアによって事前承認を受け、またサプライチェーンを通じてトレーサブル・ダウンの基準を順守および遂行することに同意しなければならない。
3. ダウン卸売業者は、すべてのトレーサブル・ダウンの素材と製品に、トレーサブル・ダウンの基準によって検証された原材料のみを用いなければならない。
4. ダウン卸売業者がライブ・ブラッキング、もしくはフォアグラの生産のために給餌を強いられた動物から採取された素材を購入または販売する場合、原材料の施設への到着から次の目的地への輸送までの加工の全過程において、トレーサブル・ダウンの素材を隔離しなければならない。ダウン卸売業者は、保管区域、設備使用時ならびに素材の搬入搬出時において、分類または他の明らかに識別できる方法によって素材が隔離されていることを視覚的に示さなければならない。このための方針や手法に関する書類、チェーン・オブ・カस्टディ記録、そして雇用者トレーニングも、同様に現場にて保管されなければならない。
5. ダウン卸売業者は、未加工または洗浄済みのダウンを提供するすべての地元や海外の加工施設、そして食肉処理場との契約を維持する。契約には、特定の顧客がライブ・ブラッキングや換羽期における羽の採取を行っていないこと、給餌を強いられていないこと、また動物福祉に関する自治体の定める規制を満たしていることを要求していることについての認識を促す文面を含むものとする。ダウン卸売業者は、上記の記録を監査期間中に提供しなければならない。
6. 監査人とパタゴニアの代表による事前通知ならびに抜き打ちの訪問が許可されなければならない。
7. すべての建物と作業場へ自由に入出入りすること、また労働者への個別面接が許可されること。
8. ダウン卸売業者はサプライチェーンのリスクに基づき、動物が生きている間に毛を採取していないことを証明するための抜き打ち検査を許可しなければならない。

9. ダウン卸売業者は継続的な改善に努め、また相互に合意された時間枠の中で監査のプロセスで明らかになったすべての是正措置項目を履行しなければならない。
10. ダウン卸売業者はサプライチェーンのすべての段階を通してトレーサブル・ダウンの基準に則った明確なコミュニケーションおよび教育を保証しなければならない。また該当する場合は、監査によって定められた是正措置計画のプロセスを、自身の現場を含むサプライチェーン全体を通じて、促進および管理しなければならない。

## E. 縫製工場

縫製工場は加工済みのトレーサブル・ダウンの素材を購入して製品化し、パタゴニアに販売する。

### 条件

1. 工場はトレーサブル・ダウンの基準に準じて監査および検証されなければならない。
2. 工場はパタゴニアによって事前承認を受け、またサプライチェーンを通じてトレーサブル・ダウンの基準を順守および遂行することに同意しなければならない。
3. 工場は、すべてのトレーサブル・ダウンの素材と製品に、トレーサブル・ダウンの基準によって検証された原材料のみを用いなければならない。
4. トレーサブル・ダウンの素材を用いた衣料品の製造は、ダウン素材の搬入時から搬出に向けた梱包にいたるまでのすべての製造段階において、明確にラベル付けおよび隔離されなければならない。
5. トレーサブル・ダウンを使用して製品を製造する従業員は、パタゴニアによって提示された縫製工場におけるトレーサビリティのプロセスについて、また他の顧客のために持ち込まれたトレーサブル・ダウンではない素材との混合を防ぐための隔離方法についてトレーニングを受けなければならない。トレーサビリティのプロセスの条件には下記が含まれるが、必ずしもこれらに限定されない：
  - A. 工場はパタゴニアの注文は他のブランドからのものと区別することを要求する注文書をダウンのサプライヤーへ発行しなければならない。
  - B. パタゴニアのトレーサブル・ダウンの積荷が工場に到着した際、素材は他のブランドのそれとは区別して保管されなければならない。
  - C. 工場はパタゴニアの各トレーサブル・ダウンの注文について以下に挙げる書類を維持しなければならない：
    - i. 工場がサプライヤーへ出したパタゴニアのトレーサブル・ダウンの注文書
    - ii. サプライヤーの請求書、梱包品リスト、輸入書類の各コピー
    - iii. サプライヤーの製造ロットの番号が提出書類に明記されていること
    - iv. 工場の受領記録
    - v. 工場における受領した素材の保管と区別に関する記録
    - vi. トレーサブル・ダウンが保管室から生産ラインへ移動したことを示す最新記録
    - vii. 特定の積荷からの素材で製造された製品番号を識別する記録
    - viii. 工場が作成し実行するパタゴニアのトレーサビリティのプロセスに準拠した雇用者トレーニングのための教材
    - ix. すべての書類は現場に保管され、監査員またはパタゴニアの社員へ検査のために提供されなければならない。

6. 工場は、最新の雇用者トレーニングの出席記録を維持し、新規雇用者向けのトレーニングおよび再教育を6か月ごと、あるいは必要に応じて実施しなければならない。
7. 原材料および／または完成したダウン製品が、認可された施設とは別の場所で保管される場合、移動前にパタゴニアの資材調達部とソーシャル／エンバイロメンタル・レスポンシビリティ部に事前通知されなければならない。新しい保管場所は、原材料または完成品を収納する前に査定されなければならない。
8. 監査人とパタゴニアの代表による事前通知と抜き打ちの訪問が許可されなければならない。
9. すべての敷地、建物、作業場へ自由に出入りすること、ならびに労働者への個別面接が許可されなければならない。
10. 工場は継続的な改善に努め、また相互に合意された時間枠の中で監査のプロセスで明らかになったすべての是正措置項目を履行しなければならない。



## 付録 A

## 動物福祉およびトレーサビリティの諸条件に関するパタゴニアのサプライヤーの行動規範

<b>XV. 動物福祉：(AW)</b> 職場の行動規範：サプライヤーは動物福祉を尊重し、利用できる最善の技術および基準をもとに健全かつ人道的な動物の取り扱いを目指して先進的な努力を重ねなければならない。	
AW.1.1	すべてのサプライヤーは動物福祉を尊重し、ベスト・プラクティス（最善慣行）に基づく健全かつ人道的な行動を実践しなければならない。
AW.1.2	要望に応じて、サプライヤーは記録を提供、および/または動物福祉に関する適正評価のためにサプライチェーンの監査を許可しなければならない。

<b>VVI. トレーサビリティ：(TRC)</b> 職場の行動規範：パタゴニアおよびパタゴニアのサプライヤーは、社会的/環境的な責任、ならびに農場から完成品工場のレベルにいたるまでの製品の内容表示の完全性に対する連帯責任を負う。この目標達成のための唯一の方法は、各製品のサプライチェーン全体の透明性とトレーサビリティを確保することである。パタゴニアはサプライヤーに、サプライチェーンのあらゆる段階においてすべての所在地を明確にすること、そしてそれらの継続的な追跡と監視、またパタゴニアの要請に応じて、パタゴニア製品の生産に関わる自社所有および/または下請けの農場、繊維工場、縫製工場ならびに他の現場についての透明性に関する情報を提供することを求める。	
TRC.1.1	すべてのサプライヤーはサプライチェーンにおける透明性とトレーサビリティを促進させるための追跡とトレーニングを含む、方針と手段を採用しなければならない。
TRC.1.2	施設の現場にて、有効、最新かつ適切な証明書、取引記録、原材料または完成品のトレーサビリティに関連するその他の書類を維持しなければならない。
TRC.1.3	パタゴニア、あるいは業界が必要とする場合、サプライヤーは内容表示を証明するために適切な産業界の証明書（例：オーガニックコットン認証書）を取得するとともに、要請に応じてパタゴニアにこの記録を提出しなければならない。
TRC.1.4	要望に応じて、サプライヤーはトレーサビリティと製品の内容表示に関する記録を提供、および/あるいはサプライチェーンの監査を許可しなければならない。

## 付録 B

### 動物福祉に関するベスト・プラクティス基準の概要

以下に挙げる動物福祉に関するベスト・プラクティスは、(International Finance Corporation (国際金融公社)) 発行の「Good Practice Note on Animal Welfare in Livestock Operations (畜産事業における動物福祉に関する優れた取り組みの覚書)」より引用しました。自治体の法規制が存在しない場合は、パタゴニアのトレーサブル・ダウンの基準は動物福祉に対する評価の基礎としてIFC (国際金融公社) の各種基準を用います。基準が高くなればなるほど動物福祉の度合いも高くなります。

給餌および給水	
	動物が健康を維持し、彼らの生理学的な条件を満たし、代謝症候群および栄養失調を煩うことのないよう十分な構成と量の、適切な栄養素を含む日々の食事を与えられなければならない。
	動物は口当たりのよい、動物の健康に無害な適量の水を日々供給されなければならない。
	食事と水は、すべての動物が過度な競争および傷害を負うことなく給餌/給水の機会を得られる方法で与えられなければならない。
収容システム	
	動物の居住スペースは、すべての動物が快適に同時に立つこと、方向転換すること、伸びること、座ることまたは横になることが可能なように設計、建設、維持されなければならない。獣医学上の理由で隔離される場合を除き、動物の居住スペースでは同時に、すべての動物が直接群れの仲間と相互に交流できることとする。すべての動物に清潔かつ乾燥した場所へのアクセスが与えられなければならない。
	廃水や汚物の蓄積により、不快で動物福祉が妨げられる環境を作ってはならない。
	動物は極度の気温、急激な温度の変動、冷たい隙間風、捕食動物、害虫、過度の騒音から保護されなければならない。
	屋外へのアクセスのある、または屋外にて飼育される動物には、日陰、シェルターへのアクセス、また捕食動物からの保護が与えられなければならない。
動物の飼育	
	動物の取り扱いや抑制は、動物が傷害を負うことなく、また苦痛を最低限に抑える方法で行われなければならない。
健康&疾病	
	動物飼育と管理責任者は、動物が健康で健全な生活を営んでいない際に、それを認識するために十分なレベルの動物の一般的な健康と行動に関する知識を有するものとする。
	動物は最低でも1日1回、定期的に点検を受けることとする。重大な健康や健全性の危険がある場合は、それより頻繁に点検を受けることとする。
	動物は良好な体調を維持し、不調時もしくは重大な苦痛、体調不良、病気または傷害の兆候が確認された場合には、救済処置(獣医による処置、食事または飼育の改善)が講じられなければならない。
輸送	
	輸送時において、傷害に結びつくような過度な動き、または超過密のリスクを軽減するために、動物間の離隔は過大および過小にならないようにする。

	輸送の間、動物は極端な熱気や寒気から保護されるとともに、適切な通気が確保されなければならない。
<b>食肉処理</b>	
	食肉処理に先立ち、動物を平静な状態に保つための適切な取り扱い方法、照明、空間、換気が確保されなければならない。
	動物が食肉処理施設に到着後、できるだけ早く処理すること。動物が食肉処理前に長期間にわたって飼育される際は、給餌と給水を怠ってはならない。
	すべての動物は、訓練を受けた有能なスタッフによって扱われ、可能なかぎり最も苦痛が少なく、かつ最も痛みのない方法で拘束、気絶、処理されなければならない。すべての動物は死にいたるまで無意識状態が持続する手段で気絶させられるものとする。

全文は以下のリンクでご覧頂けます（英語）：

[http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/7ce6d2804885589a80bcd26a6515bb18/AnimalWelfare\\_GPN.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=7ce6d2804885589a80bcd26a6515bb18](http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/7ce6d2804885589a80bcd26a6515bb18/AnimalWelfare_GPN.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=7ce6d2804885589a80bcd26a6515bb18)